

学校園における弁護士が関係した事案への対応等について

1. 弁護士から連絡があった時に

(1) 弁護士から電話連絡があつたら…

- 相手の名前・連絡先の確認
 - 依頼者の確認(誰の弁護士なのか)
 - 要望等の記録
 - その場ですぐに返答することは避ける
 - 返答について時間的余裕を作る。
 - ただちに市教委事務局指導課へ連絡
- ※ 弁護士に電話で返信するときには、電話口に記録係を置く。
(電話口で相手の話の内容を復唱すると記録しやすい。)
- ※ 返答をむやみに引き延ばしたり、放置しない。
- ※ 誠実に対応し、不信感を持たせない。

(2) 来校した場合の対応

- 会議室など落ち着いて話ができる場所で対応する。
- 丁寧に誠実に対応する。必要なことについて伝える。
- 記録係を同席させる。記録を取ることの了承を得る。(正確を期するため)
- 即答できないことや回答が難しいことについては、無理にその場で答えず、後日調べてから答える。

(3) 文書回答を求められたら・・・

- 質問に対し、事実関係を中心に正確に返答する。
- 文書回答を求められたら、速やかに指導課に相談する。
回答期日までの時間的余裕が必要。

(4) 対応

- 何よりも当時の状況の正確な記録が大切。対応記録を正確にとっておく。
いつだれがどこで何をしていたのか(5W1H)について、複数の者から聞き取り、事実関係のすり合わせをしておく。

2. 参考事項

(1) 不当要求対応

- 学校への苦情や文句・要望が、理不尽な要求であるか否かの判断が必要。
- 教職員としての心構え…毅然と勇気を持って。信念を持って冷静に普段通りの対応を。
- 組織としての心構え…複数の教職員で対応し、組織的な決定・指示。
- 記録化することが大切。市教委、警察等関係機関との連携
- 初期対応…事実の確認。
不快な思いをさせたことへの適切な「お詫び」
- 不当要求発生時…
 - ・電話・応対の録音(相手方に通告する。)
 - ・念書や校長名等の謝罪文書の要求があった場合は、指導課に相談する。

(2) 事件・事故にかかる広報対応について

- 国民の知る権利に奉仕する機関
学校が公共的な組織である以上、児童・生徒のプライバシー保護など公に説明できる理由なく取材を拒否することはできない。
- 取材に対しては、校長など窓口を一本化し、事件・事故の経緯などの事実関係を把握の上、正確な事実を伝える。分からぬ・知らないことを曖昧に回答せず、事実確認後に改めて回答する。
- 窓口となった校長が、誠意を持って対応すれば、マスコミも学校側の事情・経緯等を理解できる。